

山梨県転院搬送要請ガイドライン

1 目的

・この実施基準は、救急業務として行う転院搬送を適正かつ円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 定義（転院搬送利用基準）

・消防機関が救急業務として行う転院搬送は、原則として以下の（１）及び（２）の条件を満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師によって、医療機関が所有する患者搬送車、民間の患者等搬送事業車、公共交通機関等、他の搬送手段が活用できないと判断される場合に実施するものとする。

（１）緊急性

緊急に処置が必要であること。

（２）専門医療等の必要性

高度な医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難であること。なお、一の医療機関において急性期の治療が終了した傷病者について、当該医療機関の医師が、他の医療機関において専門医療又は相当の医療を要すると判断したときにおいても、当該要件を満たす場合もあること。

（３）緊急性がない場合

原則として救急車での搬送は行いません。消防機関が救急業務として行う転院搬送の上記基準（１）・（２）に満たさない要請は、医療機関が所有する病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業車等、または、公共交通機関等を利用すること。

3 転院搬送に必要な事項

（１）要請元医療機関が、あらかじめ転院する医療機関を決定し、受入れの了解を得ておくこと。

（２）要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。

（３）転院搬送を依頼する場合は、消防機関に対し、転院の理由、搬送を依頼する理由、担当医師名、患者の状態、処置内容等を示した転院搬送依頼書を必ず提出す

ること。

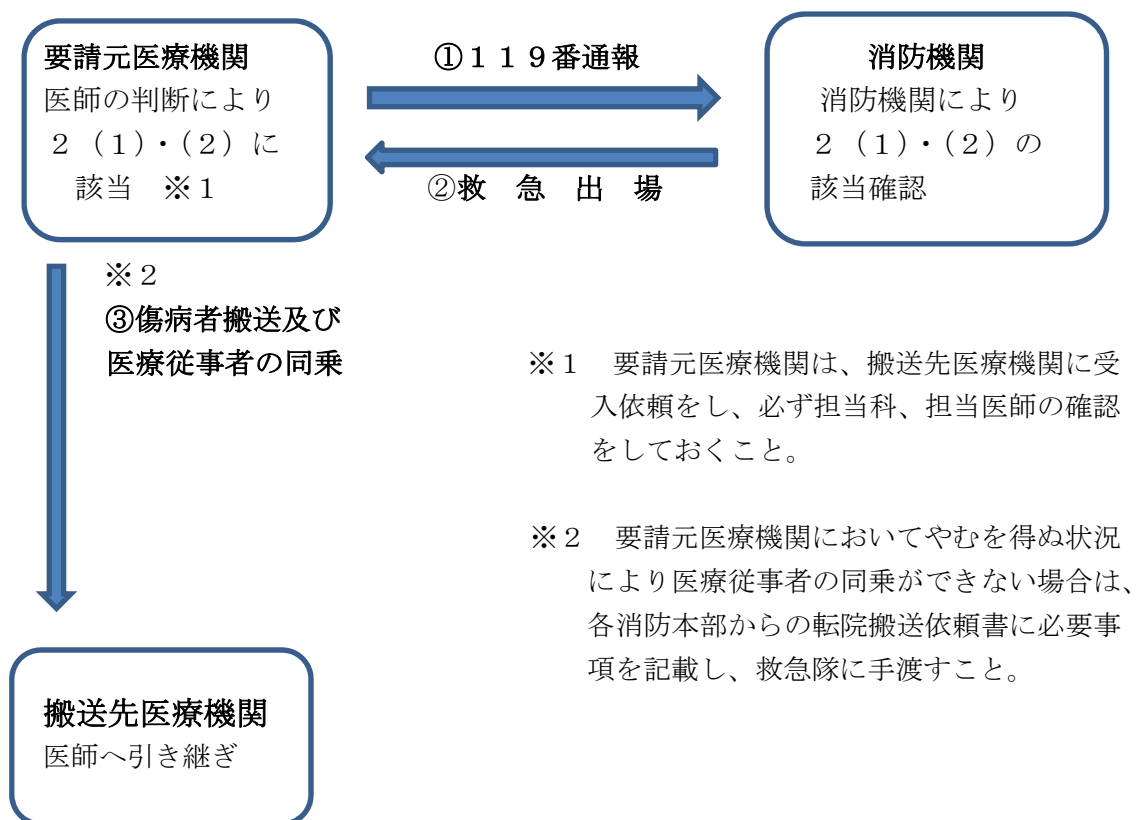
(4) 地域の実情を踏まえ、消防機関と医療機関の間で合意が図られている場合はこの限りではない。

4 その他

転院搬送における救急車の適正利用について、消防機関において、適当でないと認められた事案は、必要に応じて活動記録を山梨県メディカルコントロール協議会事務局に報告する。

また、不適正な利用を継続して行う医療機関については、山梨県メディカルコントロール協議会で協議を行い、今後の対応について事務局と連携し、対応するものとする。

5 転院搬送要請要領



附則

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。